

## 第5次墨田区地域福祉計画策定に係るアンケート調査等業務委託プロポーザル実施要領

### 1 目的

この要領は、第5次墨田区地域福祉計画策定に係るアンケート調査等業務の受託者を、公募型プロポーザル方式により選定するために必要な手続き等について定めるものである。

当該調査は、第5次地域福祉計画の策定に向けた基礎資料として、地域福祉関係機関、地域活動者等の現状、課題把握等を目的に行う。

調査の実施にあたっては、本区の課題等の特性を踏まえた調査項目及び調査内容の精査の提案、回収率向上の方法、区及び区民から得た個人情報の取り扱いに関する考え方などの提案を比較し、本区にとって第5次地域福祉計画の基となる調査が実施できる事業者と契約する必要があることから、地域福祉に関する専門的な知識を有し、かつ統計的な処理にも対応できる質の高い業者を公募型プロポーザル方式により選定する。

### 2 業務概要

#### (1) 委託業務名

第5次墨田区地域福祉計画策定に係るアンケート調査等業務委託

#### (2) 委託予定期間

契約締結の日から令和8年3月19日（木）まで

#### (3) 概要

別紙「仕様書」のとおり

### 3 提案限度価格

3,960,000円（消費税込み）

### 4 応募資格

プロポーザルに参加する事業者は、次に掲げる要件を全て満たす者とする。

- (1) 対象業務における区での競争入札参加資格を有していること。
- (2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項の規定に該当しないこと。
- (3) 会社更生法（平成14年法律第154号）の規定に基づく更生手続き開始の申立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）の規定に基づく再生手続き開始の申立て、又は破産法（平成16年法律第75号）の規定に基づく破産開始手続きの申立てがなされていない者であること。
- (4) 墨田区競争入札参加有資格者指名停止取扱要綱（平成18年9月20日18墨総契第387号）による指名停止を受けていないこと。
- (5) 墨田区暴力団排除条例（平成24年条例第37号）に抵触しないこと。又、「反社会的勢力ではないことの誓約書」を提出できること。
- (6) 墨田区契約における暴力団等排除措置要綱（平成23年5月16日23墨総契第135号）

による入札参加除外措置を受けていないこと。

## 5 スケジュール（予定）

|   | 項目                | 日程（提出期限）               |
|---|-------------------|------------------------|
| 1 | 公募開始・実施要領等配布開始    | 令和7年6月26日（木）           |
| 2 | 質問書の提出期限          | 令和7年7月4日（金）午後5時        |
| 3 | 質問に対する回答          | 令和7年7月8日（火）午後5時        |
| 4 | 参加申込書等の提出期限       | 令和7年7月14日（月）午後5時       |
| 5 | プレゼンテーション審査日時等の通知 | 令和7年7月22日（火）発送         |
| 6 | プレゼンテーション審査の実施日   | 令和7年7月28日（月）9:00～12:00 |
| 7 | プレゼンテーション審査結果の通知  | 審査日以降、速やかに通知する。        |

## 6 応募方法

応募方法は公募とする。周知方法は次のとおり。

掲載期間：令和7年6月26日（木）から令和7年7月14日（月）まで

- （1）区ホームページへの掲載
- （2）総務部契約課掲示板への掲示
- （3）福祉部地域福祉課窓口への掲示

## 7 実施要領及び必要書類の掲載

- （1）掲載日

令和7年6月26日（木）から令和7年7月14日（月）まで

- （2）配布方法

墨田区ホームページからのダウンロードによる。

URL <http://www.city.sumida.lg.jp/>

## 8 参加申込書及び企画提案書等の提出

- （1）提出期限 令和7年7月14日（月）午後5時【必着】

- （2）提出先 〒130-8640 墨田区吾妻橋一丁目23番20号

墨田区福祉部地域福祉課地域福祉担当（墨田区役所3階）

電話：03-5608-1163

- （3）提出方法 持参又は郵送によること。

※持参の場合は開庁日の午前8時30分から午後5時までに提出すること。

※郵送に関する事故については、区は一切責任を負わないものとする。

- （4）提出書類 （様式1～5は区ホームページからダウンロードすること。）

参加を希望するものは、本要領に基づく以下の書類を提出すること。

企画提案書の作成・説明は、本委託業務を実際に担当する者が行うこと。

① 参加申込書（様式１）

② 事業者概要（様式２）

※会社案内のパンフレット等があれば添付すること。

③ 業務実績（様式３）

地域福祉計画等に関する業務受託実績について自治体名、件名等を記載すること。

④ 反社会的勢力ではないことの表明・確約に関する同意書（様式４）

⑤ 役員等の名簿（様式５）

⑥ 決算報告書（２か年分。様式は問わない。）

⑦ 企画提案書（様式は問わない。※原則、１１ポイント以上の文字とし、表紙を除き、３０ページ以内とすること。）

専門知識を有しない者であっても容易に理解できる内容とし、次の内容を記載すること。

- ・統計的な処理や集計結果の分析に関する提案
- ・次期計画策定に向けて本区の課題等の特性を踏まえた調査項目及び調査内容の提案・助言に関する提案
- ・回収率を向上させるための提案
- ・業務実施体制
- ・業務スケジュール
- ・経費見積書（※提案限度価格を超えないこと）

（５）提出部数

- ・企画提案書及び添付資料のうち本企画提案に関連するもの 各１０部（正本１部、副本９部）
- ・上記以外 各１部

※提出書類は A4 判縦で横書き（両面印刷可）

※提出書類はすべて電子データも提出すること

※副本は、会社名及び会社を特定する事項を全てマスキング処理すること。

## 9 質問受付及び回答

本要領等に関する質問を次のとおり受け付ける。

（１）受付期限 令和７年７月４日（金）午後５時【必着】

※受付期間を過ぎた質問並びに電話、FAX 及び訪問による質問は受け付けない。

（２）受付方法 別紙「質問票」（様式６）により電子メールで提出すること。

※様式６については区ホームページからダウンロードすること。

メールアドレス： [chiikihukusi@city.sumida.lg.jp](mailto:chiikihukusi@city.sumida.lg.jp)

（３）回答方法 令和７年７月８日（火）午後５時までに、全ての質問への回答を、質問者を伏

せた上で、区ホームページに公開する。

※ 競争上の地位その他の正当な利益を害する恐れのある質問、質問内容が意見の表明と解されるもの、内容等が不明瞭なもの、事業者名及び連絡先未記入のものに対しては回答しないものとする。

## 10 選考

本区職員による書類審査及び本区職員で組織する選定委員会におけるプレゼンテーション審査を行い、受注候補者を選定する。

### (1) プレゼンテーション審査における選定方法

ア 事業者の提案に関するプレゼンテーション及びヒアリングを実施し、各選定委員が選定基準に基づき、審査・評価し、採点する。

イ 各選定委員の採点を合計し、その得点の順位を参考とし、選定委員で合議の上、受注候補者1者を選定する。

### 【プレゼンテーションの日程】

令和7年7月28日（月）9:00～12:00のうち、30分程度

※詳細については、7月22日（火）までに、応募事業者へ別途通知を発送する。

### (2) 審査項目及び審査基準

| No | 審査項目           | 審査基準                                                                                                                                                                                            |
|----|----------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 1  | 受託実績           | 本区あるいは他自治体における同種の委託業務の実績等により、業務を確実に遂行できる実績があるか                                                                                                                                                  |
| 2  | 受託体制           | ・業務遂行能力<br>業務を確実に遂行できる業務体制（適切な人員配置、役割分担等であるか<br>業務を確実に遂行できる工程が考えられているか<br>・情報セキュリティ体制<br>個人情報の保護に関する考え方が適切か、データ管理のセキュリティ対策は十分にとられているか<br>・成果物の品質保証<br>区が求める資料及び成果物が正確に作成できるか、それを担保できる品質管理体制があるか |
| 3  | 地域福祉行政への理解度    | ・各法令や現在の国等の動向の理解度<br>・区の現状や各施策への理解度                                                                                                                                                             |
| 4  | 調査への理解と本区の課題   | 調査の集計後、統計的な処理や集計結果の分析に関する知見や専門性があるか、またはそれを担保できる具体的な提案があるか                                                                                                                                       |
| 5  | 等の特性を踏まえた具体的提案 | 次期計画策定に向けて本区の課題等の特性を踏まえた調査内容への具体的な提案があるか                                                                                                                                                        |
| 6  |                | 回収率を高める工夫があるか                                                                                                                                                                                   |
| 7  | 経費見積           | 業務内容に照らして、適切な金額設定になっているか                                                                                                                                                                        |

### (3) 選定結果

審査の結果は、審査日以降速やかに参加事業者へ通知する。なお、審査経過については、一切公表しない。また、審査結果の意義申し立ては受け付けない。

## 1 1 契約手続

### (1) 契約の締結

選定された事業者は、本業務の受注候補者として、企画提案書に基づき、本区と詳細な内容について協議を行った上で、墨田区契約事務規則（昭和39年墨田区規則第11号）に基づき、予算の範囲内において契約を締結する。なお、仕様書は、契約段階において若干の修正を行うことがある。

### (2) 次順位者の繰上げ

受注候補者と契約を締結することができない事由が生じた場合は、総合点の合計が次順位以下となった提案者のうち、点数が上位であった者から順に契約締結の交渉を行うこととする。

## 1 2 その他

(1) 提出書類については、区は事業者選定の目的以外に使用しない。また、提出書類等は返却しない。

(2) 提出書類等の作成及びプロポーザルの参加に関する費用の全ては、提案者の負担とする。

(3) 期限までに企画提案書等の提出がない場合は、参加表明書の提出があっても参加の意思がないものとみなす。

(4) 提出期限を過ぎてからの書類の差替え及び修正は認めない。

(5) 本区が必要と認めたときには、追加資料の提出を求めることがある。

(6) 本件に係る情報公開請求があったときは、墨田区情報公開条例（平成13年3月29日条例第3号）に基づき、非公開情報を除き提出書類を開示する。

(7) 提案者が次の事項に該当したときは、失格とする。

ア 実施要領に定める手続を遵守しないとき

イ 応募書類に虚偽の記載をしたとき

ウ 審査の公平性に影響を与える行為をしたとき

(8) 審査結果に係る異議申し立ては、一切受け付けない。

(9) 委託業務内容の詳細については、受託事業者との協議で決定する。

(10) 受託者は、本業務の全部又は主要な部分を一括して第三者に委託することができない。

ただし、業務を効率的に行う上で必要と認める場合には、墨田区と協議の上、その一部を再委託することができる。

### 1 3 問合せ・提出先

墨田区福祉部地域福祉課地域福祉担当

担当 大島・柴田

〒130-8640 東京都墨田区吾妻橋一丁目23番20号（墨田区役所3階）

電話：03-5608-1163 FAX：03-5608-6403

メールアドレス：chiikihukusi@city.sumida.lg.jp